



石労発 0827 第 1 号
令和 3 年 8 月 27 日

石川地方最低賃金審議会
会長 高見 俊也 殿

石川労働局長
吉田 研一

石川県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、下記の特定期間最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 5 号）
- 3 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 6 号）
- 4 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 3 号）
- 5 石川県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 4 号）